

北秋田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 令和4年度の 人件費率
				B	B/A	
令和5年度	人 28,536	千円 25,184,638	千円 1,620,424	千円 3,843,864	% 15.3	% 15.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

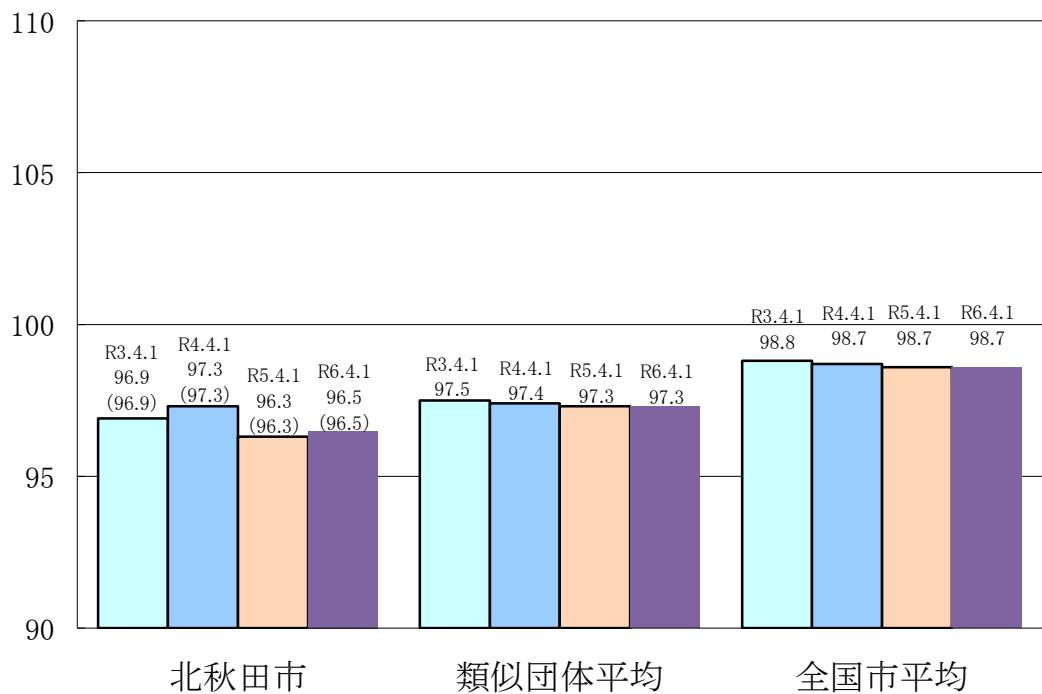
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 406	千円 1,512,079	千円 461,563	千円 610,616	千円 2,584,258	千円 6,365	千円 5,916

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、3年前に比べ1ポイント以上昇している理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため未記載

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国 の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕 未実施 〕

実施内容

(給料表の改定実施時期)

令和6年4月1日

(内容)

行政職給料表については、国に準じた見直しを行うため、人事院が勧告した俸給表を基本とした上で一定の調整を図ることとする。

本県人事委員会勧告に基づき改定。

また、他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて同様の見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

地域手当の級地区分を国に準じて見直しを実施。(令和6年4月1日実施)

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当、単身赴任手当及び特殊勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和6年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北秋田市	42.7 歳	310,500 円	359,363 円	339,557 円
秋田県	43.0 歳	324,600 円	386,262 円	354,035 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.6 歳	318,300 円	374,345 円	343,522 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
北秋田市	53.1 歳	6 人	313,700 円	323,366 円	320,286 円	—	— 歳	— 円	—
うち用務員	59.1 歳	5 人	335,940 円	349,548 円	348,442 円	その他	49.1 歳	244,800 円	1.43
うち技能員	23.2 歳	1 人	202,356 円	240,525 円	235,177 円	—	— 歳	— 円	—
秋田県	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円	—	— 歳	— 円	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	52.3 歳	11 人	307,888 円	334,311 円	319,875 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
北秋田市	5,280,692 円	- 円	-
うち用務員	5,933,153 円	3,297,300 円	1.80

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3～令和5年度の3か年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 個人情報保護の観点から、職種別人数が1～2人の場合、個人情報が特定されるため「職員数」を除きアスタリスク(*)としている。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間

外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの) 特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		北秋田市	秋田県	国
一般行政職	大学卒	197,328 円	203,563 円	196,200 円
	高校卒	167,557 円	171,882 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	160,417 円	169,971 円	- 円
	中学卒	147,945 円	- 円	- 円
医師職	大学卒	264,700 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
看護職	短大卒	220,058 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	241,813 円	288,072 円	352,456 円	387,347 円
	高校卒	212,644 円	262,065 円	312,003 円	361,582 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	* 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
医師職	大学卒	- 円	- 円	* 円	* 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
看護職	短大卒	- 円	* 円	* 円	* 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

(注) -欄は対象となる経験年数の職員がいない。

個人情報の保護の観点から、対象人数が1～2人の場合はアスタリスク(*)としている。

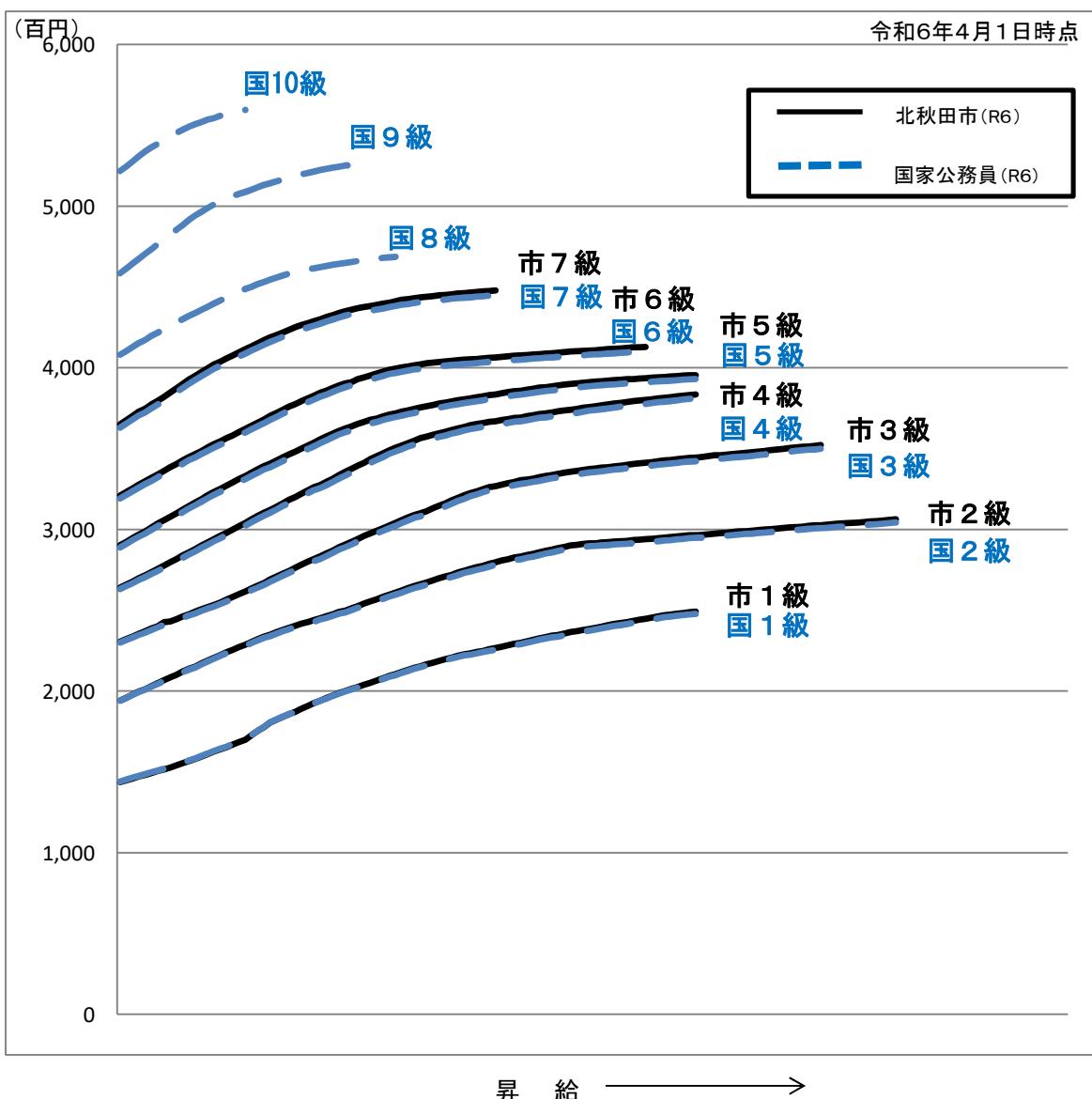
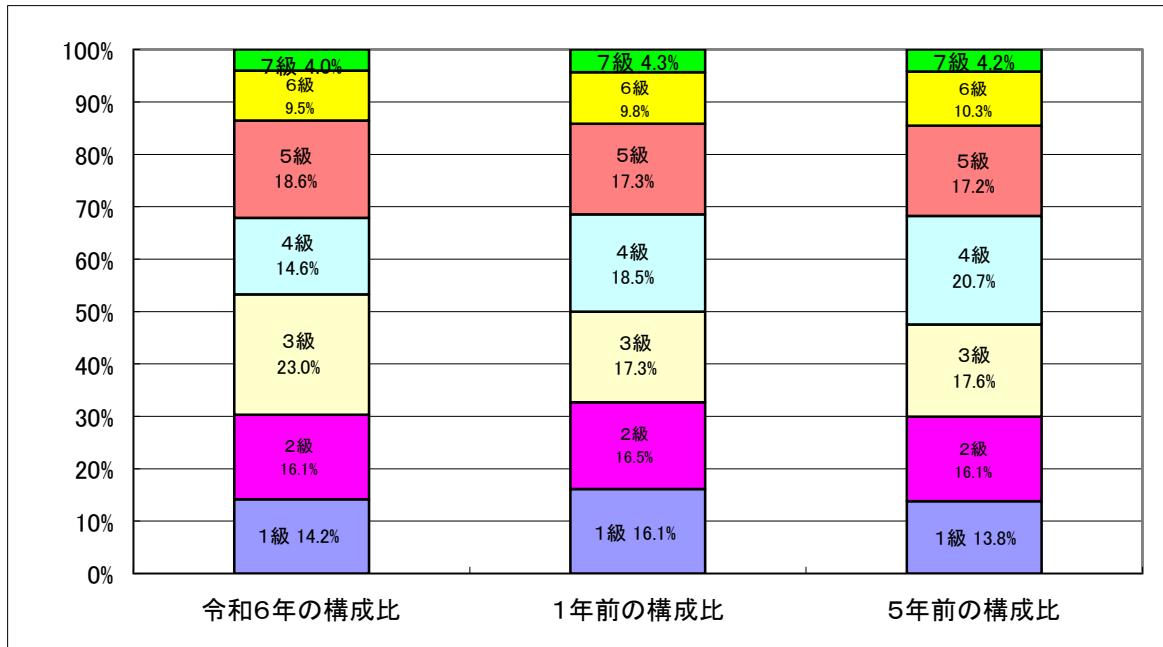
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	人 11	% 4.0	円 367,600	円 448,700
6級	課長	人 26	% 9.5	円 324,900	円 413,600
5級	主幹	人 51	% 18.6	円 297,000	円 396,200
4級	副主幹	人 40	% 14.6	円 273,100	円 384,100
3級	主査	人 63	% 23.0	円 242,200	円 353,000
2級	主任	人 44	% 16.1	円 209,100	円 306,900
1級	主事	人 39	% 14.2	円 163,000	円 250,800

(注) 1 北秋田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○
上位、標準の区分		
標準、下位の区分		
標準の区分のみ(一律)		
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北秋田市	秋田県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,512 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,694 千円	-
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.375)月分	(令和5年度支給割合) 勤勉手当 2.05 月分 (0.98)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分
勤勉手当 2.05 月分 (0.98)月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.98)月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

北秋田市			国		
(支給割合)	自己都合	勧奨・定年	(支給割合)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	1,397 千円	19,680 千円			

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		577 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		576,771 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	1 人	20.0 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)				22,216 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)				258,317 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)				21.1 %
手当の種類(手当数)				6
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
研究手当	市立診療所医師	臨床研究	1,250 千円	月額130,000円以内
診療手当	市立診療所医師	診 療	6,040 千円	月額700,000円以内のほか、 製造販売後委託収入額の 70パーセント相当の額
調整手当	市立診療所医師	俸給調整	6,127 千円	月額500,000円以内
宿日直手当	市立診療所医師	宿日直	610 千円	10,000円/回以内
夜間業務手当	消防職員	消防業務	6,552 千円	1,100円/回以内
救急業務手当	消防職員	救急出動	1,638 千円	200円/回

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	70,153 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	173 千円
支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	83,629 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	204 千円

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500 子(1人につき) 10,000 父母等 6,500 定期期加算 5,000	同	-	44,334 千円	203,367 円
住居手当	借家等 家賃23,000円以下 家賃-12,000円 家賃23,000円超 (家賃-23,000)×1/2 +11,000円 家賃55,000円以上 27,000円	異	-	19,405 千円	262,230 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額(55,000円 限度) 自動車等利用者 通勤距離により 2,000～31,600円	同	-	25,033 千円	83,166 円
管理職手当	部長 55,600 課長 40,000 主幹 27,000	異	支給額 (単価)	41,537 千円	384,602 円
休日勤務手当	割増率 135%	同	-	22,455 千円	28,642 円
宿日直手当	4,400～6,600円	同	-	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等			
給料	市長	892,000 ()	円 円)	(参考)類似団体における最高／最低額	
	副市長	657,000 ()	円 円)	985,000 円／	391,500 円
報酬	議長	356,000	円	790,000 円／	420,000 円
	副議長	320,000	円	475,000 円／	200,000 円
	議員	302,000	円	442,000 円／	180,000 円
期末手当	市長	(令和5年度支給割合) 3.225 月分			
	副市長	(令和5年度支給割合) 3.225 月分			
退職手当	市長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	892 千円 × 0.47 × 勤続月数	20,123,520 円	任期毎	
	備考	657 千円 × 0.28 × 勤続月数	8,830,080 円	任期毎	

(注)1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

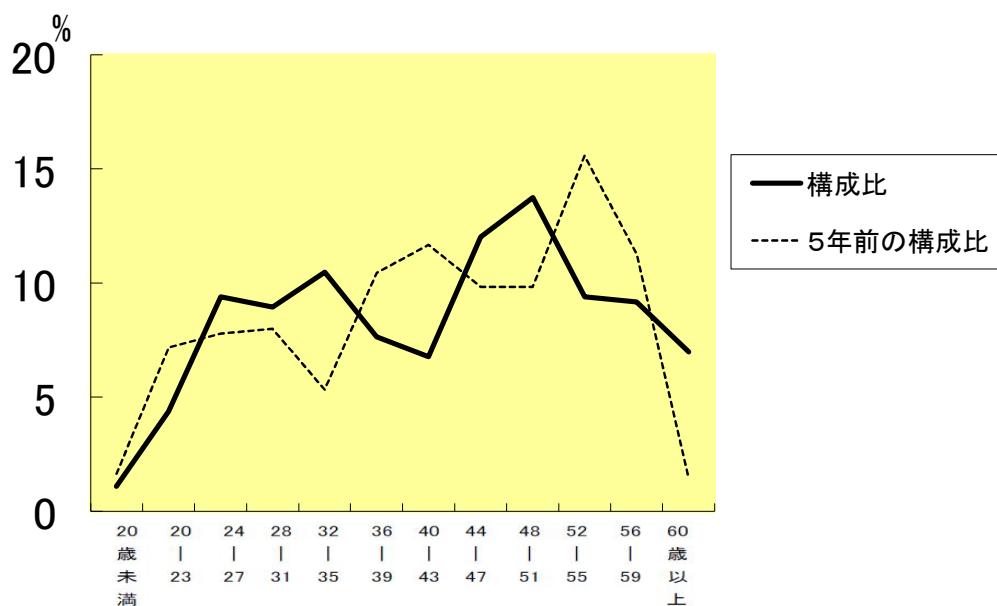
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0
		会務	88	88	0
		税務	22	20	△ 2
		民生	57	57	0
		衛生	26	26	0
		農林水産	24	25	1
		商工	15	19	4
		土木	23	22	△ 1
		計	260	262	2
					<参考> 人口1万人当たり職員数 91.11 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 85.28 人)
公営企業計等部門	教育部門		52	50	△ 2
	消防部門		96	94	△ 2
		小計	408	406	△ 2
					<参考> 人口1万人当たり職員数 142.98 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 109.56 人)
	病院	21	23	2	職員配置による増
	水道	9	9	0	
	下水道	6	4	△ 2	職員配置による減
	その他	16	16	0	
	小計	52	52	0	
	合計	460 [653]	458 [653]	2 [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数 161.20 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	5	20	43	41	48	35	31	55	63	43	42	32	458

(3)職員数の推移

部門別	年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		268	265	260	259	260	262	△ 6 (△2.2%)
教育		54	53	51	53	52	50	△ 4 (△7.4%)
消防		96	96	95	94	96	94	△ 2 -(2.1%)
普通会計計		418	414	406	406	408	406	△ 12 (△2.9%)
公営企業等会計計		62	60	57	55	52	52	△ 10 (△16.1%)
総合計		480	474	463	461	460	458	△ 22 (△4.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5年度	千円 750,418	千円 -23,739	千円 50,778	% 6.8	% 7.0

(注) 職員手当には退職給与金を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 8	千円 33,558	千円 4,795	千円 12,450	千円 50,803	千円 6,350	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

平成17年3月22日合併(鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
北秋田市	45.3 歳	331,646 円	504,627 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

北秋田市	一般行政職
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,649 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,512 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.98)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.98)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5~15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

北秋田市			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	1,397 千円	19,680 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		- 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
特別区	%	0 人	%

(注) 支給については一般行政職と同じであるが、水道事業には支給対象者なし。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	- 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	- 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	- %		
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)
			左記職員に対する支給単価

(注) 手当の種類及び支給対象職員は一般行政職と同じ(一般行政職欄参照)であるが、水道事業には支給対象者なし。

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	782 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	131 千円
支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	1,537 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	256 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500 子(1人につき) 10,000 父母等 6,500 特定期加算 5,000	同	-	1,056 千円	150,571 円
住居手当	借家等 家賃23,000円まで 家賃-12,000 家賃23,000円超 (家賃-23,000)×1/2 +11000 家賃55,000円以上 27,000円	異	-	345 千円	172,174 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額(55,000円 限度) 自動車等利用者 通勤距離により 2,000～31,600円	同	-	245 千円	45,800 円
管理職手当	部長 55,600 課長 40,000 主幹 27,000	異	支給額 (単価)	1,128 千円	376,000 円
休日勤務手当	割増率 135%	同	-	3 千円	2,647 円
単身赴任手当		同	-	- 千円	- 円
宿日直手当	4,200円～6,300円	同	-	- 千円	- 円